



熊本県公報

第 1 2 5 4 6 号
平成 28 年 8 月 19 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
 - 道路の供用開始…………… (") 1
- 公 告**
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 2
- 登 載 依 頼**
- 交通管制システム上位装置賃貸借に係る落札者の決定・ (警察本部交通規制課) 2

告 示

熊本県告示第 7 5 2 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 28 年 8 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 8 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市鹿北町椎持字竹尾 1594 番地先から 同所 1580 番 8 地先まで	前	11.8 ～ 25.3	11.3	災害防除
			後	20.5 ～ 25.5	11.3	

2 区域を変更する期日 平成 28 年 8 月 19 日

熊本県告示第 7 5 3 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 28 年 8 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 8 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325 号	山鹿市鹿本町下高橋字下田 66 番 1 地先から 山鹿市鹿本町下高橋字五反田 93 番 8 地先まで	272.0	
		山鹿市鹿本町梶屋字上北田 955 番 1 地先から 同所 970 番 1 地先まで	185.0	

2 供用を開始する期日 平成 28 年 8 月 22 日

公 告

熊本県公告第 5 2 1 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 2 8 年 8 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 4 3 4 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 6 号	窒素全量： 4 . 8 りん酸全量： 1 6 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1 1 5 9 番地 3	平成 3 1 年 8 月 2 2 日

登 載 依 頼

熊本県警察本部公告第 3 9 0 号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。
平成 2 8 年 8 月 1 9 日

熊本県警察本部長 後 藤 和 宏

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
交通管制システム上位装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県警察本部交通部交通規制課
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成 2 8 年 6 月 1 4 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
株式会社 J E C C 営業本部
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
2, 4 5 3, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第 6 条に規定する公告又は同第 7 条の規定による公示を行った日
平成 2 8 年 4 月 2 6 日